論文

資格任用制度導入以前における官吏任用と東京大学法学部・文学部卒業生

安原徹

也

はじめに

度の導入について検討する上でも、それ以前の大学卒業生がどういった官庁等にどのような待遇で就職していたのかという官吏任用の慣行を解明することには意 証的に分析することがまたれている。また、帝国大学への改編は官吏任用における資格任用制度の導入を意識して実施されたが、明治二十年代以降の資格任用 十九年に帝国大学に改編された。この間における東京大学法学部および文学部卒業生の進路についての研究は、回想等に依拠したものが多く、史料に基づいて実 本稿では、東京大学法学部および文学部卒業生の就職先や待遇等について分析する。東京大学は明治十年、開成学校と東京医学校とを統合して創立され、

卒業生の進路を実証的に解明した研究が存在しないことがこの矛盾の原因になっていると考えられる。 ジはほぼ一致しているが、官途に就いた学生が多かったのか否か、あるいは行政官の道を選んだ学生が多かったのか否かという点では矛盾する記述がみられる。 摘している 。一方、明治十三年から十七年までの卒業生について分析した『東京大学百年史』には「明治十三年十一月に回答した卒業生から、十七年までの卒 六人は司法官であった。」と述べ、この時期に官途「に就いた卒業生の少なさを強調している」。清水唯一朗氏も「非藩閥出身で官僚となる者は少なかった」と指 分野に進み、法学部卒業生もこの分野が多い。」とあり、官途に就いた学生が多かったと結論付けている 。 学界や司法界を選択する卒業生が多かったというイメー 業生を学部毎に区分して整理したのが第一図である。教職員と行政・司法官吏への就職が圧倒的に多かったことが分かる。理学部の卒業生は、とくにこの二つの 明治十年代における東京大学卒業生の進路についてはすでに多くの研究で言及されている。しかしそのイメージについては少しずつ異なっている。天野郁夫氏 「明治一六年までに東京大学の法学部は四六人、文学部が二七人の卒業生を出していたが、そのうち官僚になったものは三分の一強の二三人にすぎず、

期の大学卒業生の待遇は後年と比較して良くなかったという見方を示している。一方、『東京大学百年史』は「月額五十円を初任給の上限とすること」 年代からの慣行であったとしている。このような見解の相違が生じるのも、 また官途に就いた卒業生の待遇についても先行研究によって見方が異なる。清水唯一朗氏は「彼らの俸給は月二〇円程度にとどまっていた。」と述べ、この時 確かな史料に基づいて実証的に解明する必要がある。 回想等の不確かな根拠に基づいて卒業生の待遇についての検討が行われてきたから は明治十

明治十年代は変化の激しい時代であり、数年という短い期間であっても就職先の動向等が変化している可能性がある。また、一度特定の官庁等に就職した学生で あってもそのままその官庁に留まり続けたとは限らない。 もう一点指摘しておきたいのは、これまで挙げた先行研究が卒業生の動向の変化等、東京大学時代 の経年的な変化についてほとんど検討していない点である。

限を受けることとなったことがすでに指摘されている。。しかし、先行研究では給費規則の改正が学生の進路に与えた影響についてほとんど検討されていない。 なぜこの時期にこのような改正が行われたのかということも含め、 たものであり、学生の多くは給費を受けていた。また給費についての条文を定めた給費規則は明治十六年三月に大きく改正され、給費を受けた学生は就職先の制 最後に当時の学生の動向を大きく左右したと考えられる給費制度についての検討も行いたい。給費とは学生の経済生活を支えるために大学から学生に与えられ 給費制度の実態を解明し、これが学生の進路に与えた影響について考察したい。

は最初に就職した官庁と待遇に加え、その後同一の官庁で奏任官本官に任官するかどうかまでを含めて検討し、この時期における大学卒業生の動向を可能な限り 以上の点を踏まえた上で、本章では明治十年代における東京大学法学部および文学部の卒業生の就職先と待遇を実証的に解明する。官庁に就職した学生の場合

二、東京大学法学部卒業生の進路

実証的に解明したい。

業生の過半数が官途に就くことを選択したことになる。以下、卒業生の動向を就職先別に検討する。 六十二名を数えた。「官吏進退」等の公文書 をもとに調査を行った結果、卒業後の早い時期に官庁に任官した形跡のある卒業生は三十六名であった。すなわち卒 東京大学法学部が最初の卒業生を送り出したのは明治十一年七月のことである。これ以後明治十八年七月まで毎年数名の卒業生を送り出し、

二—①、司法部

ることも出来る。 両名のうち本山正久の任官時の待遇は公文書に残されている履歴書から窺うことが出来る。。本山は明治十一年十月、判任の十五等出仕として司法省に入り翌 ていると思われる。もっとも明治九年に卒業し司法部に就職した司法省法学校正則科一期生の初任給は二十円であり、 十一月に月俸二十五円の判事補となった。 がら六名の卒業生のうち四名が司法部に就職することを志願しなかったため、結局、藤田隆三郎と本山正久の二名のみが司法部に採用されて司法官となった「。 東京大学時代の法学部卒業生で卒業後まもなく官途に就いた三十六名のうち、最多の十三名を占めたのが司法部に就職した者であった。これらをまとめたもの 【表1】である。東京大学法学部は明治十一年七月、はじめて六名の卒業生を送り出したが、これらは当初全員が司法部に採用される予定であった。しかしな 後年の大学卒業生と比較すると低い待遇であり、学生の多くが司法部に奉職しなかったのは待遇の悪さも大いに関係し 本山の待遇はこれに準じたものであると見

が行政官と比して低かったために行政官の場合よりも早く奏任官に任官させることが出来た。。初任で司法部に就職した卒業生は、 判任官以下の身分で司法部に就職し、卒業後二、三年で年俸六百六十円の奏任官である判事本官に任官するという経路を辿った。判事には官等がなく初任の俸給 なく数年後に奏任の判事、 翌年以降も大原鎌三郎 (明治十二年七月卒)、松野貞一郎 検事本官に任官した。 (明治十四年七月卒) といった卒業生が司法部に就職した。これらの人々はまず判事補や雇といった ほとんどが他省庁に移ること

ばれた不平等条約改正、 判事本官に任官した。。彼らは月俸四十五円から五十円の御用掛准判任を経てから判事、検事本官に任官したが、御用掛としての月俸は増額され、 生を優遇する傾向が生じた。十七年七月卒の香阪駒太郎は同年八月に月俸四十五円の御用掛准判任として司法部に就職し、十九年二月に検事本官に任官、 約改正其他の関係から、司法部の改良―新知識を入れる必要等に原因したものらしいが、前後実に例のない事柄であった」と語っている。。欧米各国との間で結 るまでの期間もやや短縮された 七百八十円を支給されている。先に紹介した十八年七月卒の馬場愿治も同年七月、月俸五十円の御用掛准判任として司法部に就職し、十九年六月には奏任五等の 円を給与されたのである。この際の事情について二年後輩で卒業後に司法官となった馬場愿治は「何故伊藤君等を直様当時高等官に採用したかといふに、 明治十年代後半になるとこうした傾向に変化が現れた。明治十六年七月卒の樋山資之と伊藤悌次は卒業後ただちに判事に任官することを認められ年俸六百六十 特に治外法権撤廃のために学識の備わった判事を任用することが求められるようになったことにより、 この頃から司法部に就職する卒業 本官に任官す

十一年七月卒の野村釤吉は卒業後大蔵省に就職したが、明治十九年に至っても判任官のままであった。野村は大蔵省から司法部へと移り、この年の九月に奏任 等の検事に任じられた。。明治二十年一月の『職員録』から、法学部卒業生のうち二十名が司法部に就職していたことが確認できる。。司法官の増員と精選の必 要性が高まる中、 学識を備えた大学卒業生等を優遇しようとする司法省の方針に伴い、 司法省は他省の学士出身の判任官を奏任官の判事、検事に任用していった。 明治十年代後半には他省に就職していた卒業生が司法部に移る例も相次いだ。 例えば明

二—②、行政官

七月卒)、 らこれらの卒業生は、 氏や清水氏の先行研究が指摘している程少数ではない。初任の月俸も三十円から五十円程度であり、司法部に就職した学生と比較しても低くはない。 法学部卒業生のうち各省の行政官となったことが確認できた者は計八名であり、これらをまとめたものが【表2】である。多いとは言えないが、先にみた天野 奥田義人 (明治十七年七月卒)、荒川義太郎 奏任官本官に任官する前に半数が他省に移るか辞職しており、 (明治十七年七月卒)の四名に過ぎない 本官に任官したのは畠山重明 (明治十一年七月卒)、合川正道 (明治十四年 しかしなが

り月俸五十円を給与されることとなったが、同月商務局に移り翌十五年四月には管船局雇となった。さらに十六年四月には司法部に移って月俸四十五円の判事補 このような事態を招いた理由は何だったのか。入江鷹之助 十七年五月に年俸六百六十円の判事に任官した 入江の評伝ではこの間の事情につき以下のように記されている。 (明治十三年七月卒) の事例に即して考えてみたい。入江は明治十四年四月、 農商務省駅逓局雇とな

みと、 偶次長官某の旨に逆らふて免職となる、即ち謂らく行政官吏は上下の等差極めて厳格なるが故に、下級の者は如何に英才達識の士と雖とも其智能を発揮するに 即ち進んで判事補を命ぜられ横浜始審裁判所詰となる、十六年判事に昇進し尋で従七位に叙せらる。゜。 常に無為無能なる長官に威圧されざるを得ず、これ素より真固人間の為すを嫌ふ所なり、故に苟も身を官界に終えんと欲せば、独りただ判官たるにあるの

であった。つまり明治十七年まで行政官庁の奏任官となった大学卒業生は皆無であり、こうした状況が卒業生の行政官庁への不信を招いたと思われる。 きる。また行政官の場合、最下等の奏任官である権少書記官の俸給が年俸千二百円と高給であり、なかなか奏任官本官に任官できなかったことも行政官庁からの 人材流出を招いたと考えられる。。大学卒業生の中で最初に権少書記官に任官したのは明治十七年七月に内務権少書記官となった畠山重明(明治十一年七月卒) ここからは行政官吏は上下の等差が厳格であるために、「下級の者」は大学卒業生であっても、「智能」を十分に発揮できずにいた当時の状況を読み取ることがで

加えて畠山重明 の中で行政官となったものは少数であったというイメージはこのようにして形成されたのであろう。 方、先に見たように明治十年代後半以降、司法省は学識に富んだ大学卒業生を優遇していた。結局、 (明治十一年七月卒)、 野村釤吉(明治十一年七月卒)、江木衷(明治十七年七月卒)の計四名が司法官に転じた。東京大学時代の法学部卒業生 最初に行政官庁に就職した八名の卒業生のうち、 入江に

- ② 夕雅全

まま奏任官本官に任官している。専門的な知識を必要とする司法官や外交官は広い意味での技術官僚として位置付けることができるが、このような広い意味での 技術を必要とされる職務は大学卒業生にとって居心地がよかったと思われる。。唯一の例外はロンドン公使館三等書記生から内務省、文部省に転じた西川鉄次郎 (明治十一年七月卒)である。西川は十八年に文部権少書記官に任官したが翌年には判事に転じた゜。 外務省に就職した法学部卒業生は六名であり、これらをまとめたものが【表3】である。彼らは司法部に就職した卒業生と同様、ほとんどが就職してからその

二—④、留学·文部省·教員

河上を除く三名は、いずれも法学部を首席で卒業した成績優秀者であり、卒業後ただちに留学、もしくは御用掛に任じられた後に留学を認められた。彼らは帰国 のうち留学組は河上謹一(明治十一年七月卒)、宮崎道三郎(明治十三年七月卒)、土方寧(明治十五年七月卒)、斯波淳六郎 文部省から留学を認められたり、文部省、または官立の学校等に就職したりした法学部卒業生は九名であり、これらをまとめたものが【表4】である。これら 東京大学もしくは帝国大学の教官に任官した。 (明治十六年七月卒)の四名であった。

太田保太郎 その他の五名は最初に文部省や学校に就職した後、 (明治十八年七月卒)の三名は後に司法官に転じた。 様々な官庁に移動している。これらのうち井原師義 (明治十五年七月卒)、田上省三 (明治十八年七月卒)、

代の前半から半ばにかけて 徴については第四節で考察 強に過ぎない。これらの特 卒業生二十四名の四分の一 ら十八年までの法学部の全 七名であり、明治十六年か かなかった卒業生はわずか 方、十六年以降、官途に就 で十九名を占めていた。 学部卒業生計三十八名の中 十一年から十五年までの法 集中しており、彼らは明治 た学生の多くは、 く少数に留まったことであ 数が、二十六名中五名とご ることが出来た卒業生の人 を受けていた形跡を見つけ えよう。特徴的なのは給費 いう見方は誤りであると言 途に就く者は少なかったと また官途に就かなかっ 明治十年

【表 1】「司法部に就職した東京大学法学部卒業生」

[我 1] 「可広即に就職ひた来ぶ八子広子即十来土」									
卒年	氏名	出身	給費	初任	奏任官本官任用				
M11.7	藤田隆三郎	愛媛県士族	補助給費生	卒業後司法省に採用	M14.5判事、年俸660円				
M11.7	本山正久	東京府士族	補助給費生	M11.10司法省十五等出仕→M11.11判事補、月俸25円	M19.10長崎県書記官、奏五上				
M12.7	大原鎌三郎	東京		司法省雇	M14.3判事、年俸660円				
M12.7	秋山源蔵	千葉県士族	補助給費生	M12.9司法省雇	M15.7判事、年俸660円				
M14.7	松野貞一郎	青森県士族	補助給費生	判事補	M16.7判事、年俸660円				
M14.7	由布武三郎	福岡県士族	補助給費生	M14.8判事補	M16.8判事、年俸660円				
M14.7	阪口佐吉	新潟県平民	補助給費生	M14.8判事補、月俸45円→M16.1辞職	M20.2検事、奏五中				
M16.7	伊藤悌治	新潟		M16.8判事、年俸660円	左に同じ				
M16.7	樋山資之	東京		M16.8判事、年俸660円	左に同じ				
M17.7	香坂駒太郎	山形県士族		M17.8司法省御用掛准判任、月俸45円	M19.2検事、八等官相当年俸780円				
M17.7	北代勝	高知県士族	補助給費生	M17.8司法省御用掛准判任、月俸45円	M19.6始審裁判所判事、奏五等				
M17.7	石渡敏一	静岡県士族	補助給費生	M17.8司法省御用掛准判任、月俸45円	M23.8検事、奏五上				
M18.7	馬場愿治	福島県士族	補助給費生	M18.7司法省御用掛准判任、月俸50円	M19.6始審裁判所判事、奏五等				

【表 2】「行政官庁に就職した東京大学法学部卒業生」

卒年	氏名	出身	給費	初任	奏任官本官任用
M11.7	畠山重明	東京府士族	補助給費生	M11.12内務四等属、40円	M17.7内務権少書記官→M19.1非職、 内務一等属→M19.7検事、奏任官三等
M11.7	野村釤吉	群馬県平民	補助給費生	M11.8大蔵省御用掛判任心得、月俸30円	M19.10検事、奏四等
M13.7	入江鷹之助	石川県平民	補助給費生	M14.4農商務省駅逓局雇、月俸50円	M17.5判事、八等官相当年俸660円
M14.7	合川正道	岐阜府平民	補助給費生	M14.8元老院御用掛准判任、月俸50円	M18.5元老院権少書記官
M17.7	江木衷	山口県士族		M17.8警視庁御用掛准判任、月俸50円	M19.2検事、八等官相当年俸780円
M17.7	奥田義人	鳥取県士族	補助給費生	M17.8太政官御用掛兼制度取調局御用掛、月俸50円	M19.3農商務省参事官、奏四等
M17.7	荒川義太郎	東京府平民	補助給費生	M17.7内務省御用掛准判任、月俸50円	M19.8岡山県書記官、奏五上
M18.7	高橋捨六	福井県士族	補助給費生	M19大蔵属	

【表3】「外務省に就職した東京大学法学部卒業生」

_	The second secon									
卒年	氏名	出身	給費	初任	奏任官本官任用					
M11.7	西川鉄次郎	青森県士族	補助給費生	M13ロンドン公使館三等書記生、十等官相当月45円	M18.6文部権少書記官(年俸1200円)					
M14.7	鈴木充美	三重県士族	補助給費生	M18.4外務省御用掛准奏任、月俸100円	M19.1釜山浦領事館領事、七等官相当 年俸3250円					
M15.7	三崎亀之助	愛媛県士族	補助給費生	M17.6外務省御用掛准奏任、月俸80円	M19.3交際官試補、奏任五等					
M18.7	田中郁之進→松 岡郁之進	山口県士族	補助給費生	M20.1交際官試補、奏任五等	左に同じ					
M18.7	坪野平太郎	東京府平民	補助給費生	M18.7外務省御用掛准判任、月俸50円	M19.3交際官試補、奏任官五等年俸 600円					
M18.7	藤田四郎	三重県士族	補助給費生	M18.7外務省御用掛准判任、月俸50円	M19.3交際官試補、奏任官五等年俸 600円					

【表4】「留学または文部省に就職、または教員となった東京大学法学部卒業生」

		I 4	4A =##	to be	+ v - + - v
卒年	氏名	出身	給費		奏任官本官任用
M11.7	河上謹一	山口県士族	補助給費生	文部省よりイギリス留学→M15.10農商務省御用掛准奏 任、月俸100円	M16.12農商務権少書記官
M13.7	宮崎道三郎	三重県士族	補助給費生	法学部研究生→M13.12文部省御用掛准判任、月俸55円	M17.8ドイツ留学→M21.10帰朝、法科 大学教授、奏任四等
M14.7	秋山正議	東京府平民	補助給費生		M24.3第四高等中学校教授、高等官八 等
M15.7	土方寧	高知県士族	補助給費生	M15.7文部省御用掛准判任、月俸55円	M19.4法科大学助教授、奏任五等
M15.7	井原師義	山口県士族	補助給費生	M15.7文部二等属	M19.7検事、奏四等
M16.7	斯波淳六郎	石川県士族		M17.2文部省よりドイツ留学	M21.5法科大学教授、奏四等
M16.7	小野徳太郎	東京府士族		M16.8文部省御用掛准判任、月俸50円	M19.12滋賀県書記官、奏五上
M18.7	田上省三	岡山県士族	補助給費生	M19石川県専門学校教師	M23.8治安裁判所、奏五等
M18.7	太田保太郎	東京府士族	補助給費生	M18.7文部省御用掛准判任、月俸50円	M19.10検事、奏任五等

出典:卒年、氏名、出身欄は『東京大学一覧』等より、給費欄は「文部省往復」より、初任、奏任官任用欄は「官吏進退」等より作成。

卒業後の早い時期に官途に就いた形跡を見つけることが出来なかった法学部卒業生は二十六名であり、 これらをまとめたものが【表5】である。彼らは代言人

や私立法律学校の教員など様々な職に就いていた。彼らの中には早逝した者も少なからず含まれていることも考慮すると、東京大学時代の法学部卒業生の中で官

【表 5】 「民間・その他に進んだ東京大学法学部卒業生」

卒年 氏名 出身 給費 略歴 M12.7 増島六一郎 滋賀 英吉利法律学校創立者 M12.7 大谷木備一郎 東京 代言人、M25死去 M12.7 機野計 岡山 代言人、英吉利法律学校創立者M19死去 M12.7 標野計 岡山 代言人、明治屋創業 M12.7 未延道成 高知県平民 村に言人、阿治屋閣舎 M12.7 二年億徳 石川 東京専門学校教員 M12.7 山下雄太郎 高知 代言人、州13.10英国留学→M17.3帰国→M17.10工部省省側用掛准奏任、月俸80円→M19.2司法権少書記官(註) M13.7 元田華 大分県土族 村訓 大衛費 代言人、衆議院議員 M13.7 大田華 大分県土族 村訓 お費生 代言人、衆議院議員 M13.7 大野金三郎 兵庫 補助給費生 代言人、衆議院議員 M13.7 大野金三郎 展館 M14.7郵便汽船三菱→M16.4M18.6英国留学→M18.8 二菱に再入社・州20.1公使館書記官業外務省参事室養に再入社・州20.1公使館書記官業外務省参事室、変に再入社・州20.1公使館書記官業外務省参事室、変に再入社・州20.1公使館書記官業外務省参事室、変に再入社・所20.1公使館書記官業外務省参事室、変に再の一分第12分割 第13名の財産・大会社会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会					
M12.7 大谷木備一郎 東京 代言人、M25死去 代言人、M25死去 代言人、M25死去 代言人、英吉利法律学校創立者M19死去 代言人、関治屋創業 元	卒年	氏名	出身	給費	略歴
M12.7 高橋一勝 埼玉 代言人、英吉利法律学校創立者M19死去 M12.7 機野計 岡山 代言人、明治屋創業 三菱の助力を得て留学→三菱汽船会社入社 東京専門学校教員 代言人・M13.7 三宅恒徳 石川 東京専門学校教員 代言人・M13.10英国留学→M17.3帰国→M17.10工部 省御用掛准奏任、月俸80円→M19.2司法権少書記官 (註) (註) 人界金三郎 兵庫 補助給費生 民児島県三品義塾 日北 日北 日北 日北 日北 日北 日北 日	M12.7	増島六一郎	滋賀		英吉利法律学校創立者
M12.7 機野計 岡山 代言人、明治屋創業 M12.7 末延道成 高知県平民 補助給費生 三菱の助力を得て留学→三菱汽船会社入社 M12.7 山下雄太郎 高知 代言人→M13.10英国留学→M17.3帰国→M17.10工部省御用掛准奏任、月俸80円→M19.2司法権少書記官信註) M13.7 九田肇 大分県土族 補助給費生 代言人、衆議院議員 M13.7 村山三郎 石川 早逝 M13.7 大野金三郎 兵庫 補助給費生 鹿児島県三品義塾 M13.7 加瀬和次郎 東京 M14.7郵便汽船三菱→M16.4M18.6英国留学→M18.8 三菱に再入社→M20.1公使館書記官業外務省参事官、委任三等(註) M14.7 岡田源太郎 熊本 早逝 M14.7 岡田源太郎 熊本 早逝 M14.7 内田三省 干薬 宝田石油会社 M15.0 大阪府平民 M15.10代言免許証下付、M18.5司法権少書記官→M24代言人→司法次官、衆議院議員(註) M15.7 砂川雄俊 兵庫 代言人、東京専門学校 M15.7 砂川雄俊 兵庫 代言人、東京専門学校 M15.7 政川雄と 東京府土族 東京日新聞→M18.5農商務権少書記官→M20死去(註) M16.7 西尾藤市 鳥取 東京日日新聞、衆議院議員 M16.7 東京日田新聞、衆議院議員 M17.10長崎県中学校一等教諭、月俸80円→M19.11検索、医・医・医・医・医・医・医・医・医・医・医・医・医・医・医・医・医・医・医・	M12.7	大谷木備一郎	東京		代言人、M25死去
M12.7 末延道成 高知県平民 補助給費生 三菱の助力を得て留学→三菱汽船会社入社 東京専門学校教員 代言人→M13.10英国留学→M17.3帰国→M17.10工部 省御用掛准奏任、月俸80円→M19.2司法権少書記官 (註) (註) 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	M12.7	高橋一勝	埼玉		代言人、英吉利法律学校創立者M19死去
M12.7 三宅恒徳 石川 東京専門学校教員 代言人→M13.10英国留学→M17.3帰国→M17.10工部省御用掛准奏任、月俸80円→M19.2司法権少書記官(註)	M12.7	磯野計	岡山		代言人、明治屋創業
州12.7 山下雄太郎	M12.7	末延道成	高知県平民	補助給費生	三菱の助力を得て留学→三菱汽船会社入社
M12.7 山下雄太郎 高知 名御用掛准奏任、月俸80円→M19.2司法権少書記官 (註) M13.7 村山三郎 石川 早逝	M12.7	三宅恒徳	石川		東京専門学校教員
M13.7 村山三郎 石川 早逝 展児島県三品義塾 展児島県三品義塾 早逝 M13.7 加瀬昶次郎 東京 早逝 M14.7郵便汽船三菱→M16.4M18.6英国留学→M18.8 三菱に再入社→M20.1公使館書記官兼外務省参事官、奏任三等(註) 平華 宝田石油会社 日田源太郎 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	M12.7	山下雄太郎	高知		省御用掛准奏任、月俸80円→M19.2司法権少書記官
M13.7 大野金三郎 兵庫 補助給費生 鹿児島県三品義塾 早逝	M13.7	元田肇	大分県士族	補助給費生	代言人、衆議院議員
M13.7 加瀬昶次郎 東京 早逝 M14.7郵便汽船三菱→M16.4M18.6英国留学→M18.8 三菱に再入社→M20.1公使館書記官兼外務省参事官、奏任三等(註) P逝 M14.7	M13.7	村山三郎	石川		早逝
M14.7 加藤高明 愛知 M14.7郵便汽船三菱→M16.4M18.6英国留学→M18.8 三菱(二再入社→M20.1公使館書記官兼外務省参事官、奏任三等(註) M14.7	M13.7	大野金三郎	兵庫	補助給費生	鹿児島県三品義塾
M14.7 加藤高明 愛知 三菱に再入社→M20.1公使館書記官兼外務省参事官、奏任三等(註) M14.7 岡田源太郎 熊本 早逝 M15.7 内田三省 千葉 宝田石油会社 M15.7 山田喜之助 大阪府平民 M15.10代言免許証下付、M18.5司法権少書記官→M19東京控訴院検事、奏三中→M24代言人→司法次官、衆議院議員(註) M15.7 砂川雄俊 兵庫 代言人、東京専門学校 M15.7 三和親本 岐阜 早逝 M15.7 岡山兼吉 東京府士族 東京日日新聞→M18.5農商務権少書記官→M20死去(註) M16.7 西尾藤市 鳥取 M17死去 M16.7 関直彦 和歌山 東京日日新聞、衆議院議員 M16.7 機部醇 岐阜県平民 M16.11東京専門学校教授→M17.10長崎県中学校一等教諭、月俸80円→M19.11検事、奏五等(「官吏進退」)→M30.11大阪控訴院判事(註) M18.7 荘清次郎 長崎県士族 補助給費生 エール大→三菱 M18.7 渋谷慥爾 長崎県士族 補助給費生 エール大→三菱 M18.7 装め健衛 横助給費生 英吉利法律学校創立者、代言人、M28死去	M13.7	加瀬昶次郎	東京		早逝
M14.7 内田三省	M14.7	加藤高明	愛知		三菱に再入社→M20.1公使館書記官兼外務省参事
M15.7 山田喜之助 大阪府平民 M15.10代言免許証下付、M18.5司法権少書記官→ M19東京控訴院検事、奏三中→M24代言人→司法次官、衆議院議員(註) M15.7 砂川雄俊 兵庫 代言人、東京専門学校 早逝 東京申丁学校、衆議院議員、M27死去 東京日日新聞→M18.5農商務権少書記官→M20死去 (註) M16.7 西尾藤市 鳥取 M17死去 早逝 M16.7 片山清太郎 東京 早逝 M16.7 関直彦 和歌山 東京日日新聞、衆議院議員 M27死去 日本 中逝 M16.7 関直彦 和歌山 東京日日新聞、衆議院議員 M16.11東京専門学校教授→M17.10長崎県中学校 等教諭、月俸80円→M19.11検事、奏五等(「官吏進退」)→M30.11大阪控訴院判事(註) M18.7 荘清次郎 長崎県士族 補助給費生 エール大→三菱 M18.7 次谷慥爾 長崎県士族 補助給費生 英吉利法律学校創立者、代言人、M28死去	M14.7	岡田源太郎	熊本		早逝
M15.7 山田喜之助 大阪府平民 M19東京控訴院検事、奏三中→M24代言人→司法次官、衆議院議員(註) M15.7 砂川雄俊 兵庫 代言人、東京専門学校 早逝 取京府士族 東京専門学校、衆議院議員、M27死去 東京日日新聞→M18.5農商務権少書記官→M20死去 (註) M16.7 西尾藤市 鳥取 M17死去 早逝 M16.7 内面彦 和歌山 東京日日新聞、衆議院議員 M27死去 早逝 M16.7 関直彦 和歌山 東京日日新聞、衆議院議員 M17死去 中逝 東京日日新聞、衆議院議員 M16.11東京専門学校教授→M17.10長崎県中学校一等教諭、月俸80円→M19.11検事、奏五等(「官吏進退」)→M30.11大阪控訴院判事(註) M18.7 荘清次郎 長崎県士族 補助給費生 エール大→三菱 M18.7 渋谷慥爾 長崎県士族 補助給費生 英吉利法律学校創立者、代言人、M28死去	M14.7	内田三省	千葉		宝田石油会社
M15.7 三和親本 岐阜 早逝 M15.7 岡山兼吉 東京府士族 東京日日新聞→M18.5農商務権少書記官→M20死去 M15.7 渡辺安積 山口県士族 東京日日新聞→M18.5農商務権少書記官→M20死去(註) M16.7 西尾藤市 鳥取 M17死去 M16.7 片山清太郎 東京 早逝 M16.7 関直彦 和歌山 東京日日新聞、衆議院議員 M16.7 機部醇 岐阜県平民 M16.11東京専門学校教授→M17.10長崎県中学校一等教諭、月俸80円→M19.11検事、奏五等(「官吏進退」)→M30.11大阪控訴院判事(註) M18.7 荘清次郎 長崎県士族 補助給費生 エール大→三菱 M18.7 渋谷慥爾 長崎県士族 補助給費生 エール大→三菱 M18.7 渋谷慥爾 長崎県士族 補助給費生 英吉利法律学校創立者、代言人、M28死去	M15.7	山田喜之助	大阪府平民		M19東京控訴院検事、奏三中→M24代言人→司法次
M15.7 岡山兼吉 東京府士族 東京専門学校、衆議院議員、M27死去 M15.7 渡辺安積 山口県士族 東京日日新聞→M18.5農商務権少書記官→M20死去(註) M16.7 西尾藤市 鳥取 M17死去 M16.7 片山清太郎 東京 早逝 M16.7 関直彦 和歌山 東京日日新聞、衆議院議員 M16.11東京専門学校教授→M17.10長崎県中学校一等教諭、月俸80円→M19.11検事、奏五等(「官吏進退」)→M30.11大阪控訴院判事(註) 大部第・大部次郎 M18.7 荘清次郎 長崎県士族 補助給費生 エール大→三菱 M18.7 渋谷慥爾 長崎県士族 補助給費生 英吉利法律学校創立者、代言人、M28死去	M15.7	砂川雄俊	兵庫		代言人、東京専門学校
M15.7 渡辺安積 山口県士族 東京日日新聞→M18.5農商務権少書記官→M20死去 (註)	M15.7	三和親本	岐阜		早逝
M16.7	M15.7	岡山兼吉	東京府士族		東京専門学校、衆議院議員、M27死去
M16.7 片山清太郎 東京 早逝 M16.7 関直彦 和歌山 東京日日新聞、衆議院議員 M16.11東京専門学校教授→M17.10長崎県中学校一等教諭、月俸80円→M19.11検事、奏五等(「官吏進退」)→M30.11大阪控訴院判事(註) M18.7 荘清次郎 長崎県士族 補助給費生 エール大→三菱 M18.7 渋谷慥爾 長崎県士族 補助給費生 英吉利法律学校創立者、代言人、M28死去	M15.7	渡辺安積	山口県士族		
M16.7 関直彦 和歌山 東京日日新聞、衆議院議員 M16.7 機部醇 岐阜県平民 M16.11東京専門学校教授→M17.10長崎県中学校一等教諭、月俸80円→M19.11検事、奏五等(「官吏進退」)→M30.11大阪控訴院判事(註) M18.7 荘清次郎 長崎県士族 補助給費生 エール大→三菱 M18.7 渋谷慥爾 長崎県士族 補助給費生 英吉利法律学校創立者、代言人、M28死去	M16.7	西尾藤市	鳥取		M17死去
M16.71 東京専門学校教授→M17.10長崎県中学校一 等教諭、月俸80円→M19.11検事、奏五等(「官吏進 退」)→M30.11大阪控訴院判事(註) M18.7	M16.7	片山清太郎	東京		早逝
M16.7 機部醇 岐阜県平民 等教諭、月俸80円→M19.11検事、奏五等(「官吏進退」)→M30.11大阪控訴院判事(註) M18.7 荘清次郎 長崎県士族 補助給費生 エール大→三菱 M18.7 渋谷慥爾 長崎県士族 補助給費生 英吉利法律学校創立者、代言人、M28死去	M16.7	関直彦	和歌山		東京日日新聞、衆議院議員
M18.7 渋谷慥爾 長崎県士族 補助給費生 英吉利法律学校創立者、代言人、M28死去	M16.7	磯部醇	岐阜県平民		等教諭、月俸80円→M19.11検事、奏五等(「官吏進
	M18.7	荘清次郎	長崎県士族	補助給費生	エール大→三菱
M18.7 平部淳佐久 宮崎 早逝	M18.7	渋谷慥爾	長崎県士族	補助給費生	英吉利法律学校創立者、代言人、M28死去
	M18.7	平部淳佐久	宮崎		早逝

出典:卒年、氏名、出身欄は『東京大学一覧』等より、給費欄は「文部省往復」より、初任、奏任官任用欄は「官吏進退」等より、略歴欄は伝記等より作成。

註 :山下雄太郎、加藤高明、山田喜之助、渡辺安積、磯部醇は官途に就いたが、卒業後数年を経てからのことなので便宜上ここに分類した。

三、東京大学部文学部卒業生の進路

法学部卒業生と同様に、文学部卒業生の動向を就職先別に検討する。 とが確認できた者は三十七名に及ぶ。 東京大学文学部は明治十三年七月に最初の卒業生を出し、十八年までに合計四十七名の卒業生を送り出した。これらのうち卒業後の早い時期に官途に就いたこ 平沼淑郎 (明治十七年七月)のように卒業後数年を経てから任官した者もおり、多数が官途を選択したと言える

二―①、留学・文部省・教員

となった。その他は東京大学や文部省の御用掛准判任になった後、多くは官立学校等の教員や文部省の奏任官に就いた。有賀長雄(明治十五年七月卒)、原川権平(明 年の最初の卒業生の成績上位者五名、和田垣謙三、井上哲次郎、国府寺新作、千頭清臣、木場貞長は全員が留学を認められ、帰国後は大学や文部省を支える人材 れらのうち留学は法学部同様、 治十七年七月卒)の二名はそれぞれ元老院、 文部省から留学を許可されたり、文部省、または官立の学校等に就職したりした文学部卒業生は二十二名である。これらをまとめたものが 各年の成績上位者に認められ、卒業後の早い時期に欧米の大学等に留学、 大蔵省へと転じた。 帰国後は東京大学、帝国大学の教官となった。明治十三 【表6】である。

二—② 行政官

文学部の卒業生も、奏任官本官に任官する前に半数近くが他省に移るか辞職している。行政官庁に奏任官本官として任官した者は十四名中八名であり、外務省や 部と同様に多いとは言えないが先にみた天野氏や清水氏の先行研究が指摘している程少数ではない。ただし明治十五年以前に行政官となった者は中隈敬蔵 官立学校に移った者が二名、辞職したとみられる者が四名存在した 十三年七月卒)ただ一人であり、 文学部卒業生のうち文部省を除く各省の行政官となったことが確認できた者は合計で十四名であり、これらをまとめたものが【表7】である。こちらも法学 残りはすべて明治十六年以降の卒業生であった。初任の月俸も五十円程度であり、 待遇は決して悪くはなかった。しかしながら (明治

に就職している。これらのうち阪谷と添田は、当時大蔵省から出講し大学で理財学を教授していた田尻稲次郎の勧誘を受けて入省した。田尻の伝記には「爾後続々 年七月卒)、中川恒次郎 有能の士を集め」と記されているため、大蔵省に入省したその他の卒業生も田尻の勧誘を受けた可能性がある。 この中で目立つのは大蔵省に就職した卒業生である。明治十七年以降、 (明治十七年七月卒)、 長崎剛十郎 (明治十八年七月卒)、黒川雲登 阪谷芳郎 (明治十七年七月卒)、土子金四郎 (明治十八年七月卒)、三原経国 (明治十七年七月卒)、添田寿一 (明治十八年七月卒)の七名が大蔵省 (明治十七

政治学科を卒業し、 もっとも、田尻のいた大蔵省以外の行政官庁が大学卒業生を積極的に採用する動機は弱かった。やや後年のことになるが、明治二十年七月に帝国大学法科大学 内務省に入省した一木喜徳郎は以下のように述べている。

長になつた)、梅若誠太郎氏等があつたが、先づ珍しいのと、半ば奨励的意味で採用されたものであつた。。 政府は今日と異り、大学卒業生に大した期待を持つて居るわけではなかった。余等の前に、内務省系統に荒川義太郎、久米金弥(此の人は後に逓信省通信局

う。このような状況はなかなか改まらず、陸羯南は明治二十四年に行政の重要性を説いたが、これは行政官の仕事を「刀筆の吏」として軽視する風潮の裏返しで 一木が述べているように、行政官庁の大学卒業生に対する期待は高くはなかった。これは行政官の職務に専門性が必要であるとの認識が希薄であったためであろ

必要な能力とは見なさない時代がしばらく続いていたのである。 文」に応じた行政官庁は皆無であった。。明治初年以来、行政は専門知識をもたない藩閥出身者等によって担われてきたため、大学卒業生の専門知識を行政官に に学資を貸与することを求めた。。司法省や内務省土木局はこれに応じ、司法官や技術官の需要を満たすために数十名の貸費生を募集したが、行政官を求めて「移 明治十九年三月の帝国大学成立後、総長の渡辺洪基は官庁や会社に「移文」と称する文書を発し、一定期間、出資先に奉職する義務を負うという条件で、学生

二一色 夕影学

事となった。 外務省に就職した文学部卒業生は【表8】に示した通り鶴原定吉(明治十六年七月卒)ただ一名である。鶴原は明治二十年、そのまま奏任官本官に任官し、領

三―④、民間その他

と伝記に記されている に存在した。例えば岩手県出身の中原貞七(明治十六年七月卒)は文学部の政治及理財学科を専攻していたことに対して「或人」から以下のような忠告を受けた ンバーとして加わり、官途に就くことを好まない当時の大学卒業生の気風を代表するものとして様々な研究で強調されてきた。このような気風は実態として確か 十五年と十六年の卒業生である。特に十五年の卒業生は、高田早苗、山田一郎、天野為之の三名が明治十四年の政変で下野した大隈重信の東京専門学校に創設メ 卒業後の早い時期に官途に就いた形跡を見つけられなかった文学部卒業生は十名であり、これらをまとめたものが【表9】である。これらのほとんどは明治

ヲ占メテ其才力ヲ展バスヲ得可ラズ、奥羽人ハ興業殖産ニ従事スルハ適当ナルベシ゜。 或人忠告シテ曰ク、今日ハ藩閥政治ノ時代ナリ、政治ハ薩長土肥ノ専有物ナリ、奥羽人ハ如何ニ政治ノ学識ニ富ミ政治ノ技量ニ長スルモ、決シテ枢要ノ地位

今日は藩閥政治の時代であるので、岩手県出身の中原が政治学の知識を身に付けても出世はできない、殖産興業に従事すべきである、という趣旨の忠告である。

【表 6】「留学または文部省に就職、または教員となった東京大学文学部卒業生」

卒年	氏名	出身	給費	初任	奏任官本官任用
M13.7	和田垣謙三	兵庫県士族		留学→M17.3帰朝、文部省御用掛准判任、年 俸1200円	M19.10法科大学教授、奏三等
M13.7	井上哲次郎	福岡	補助給費生	M13.10文部省御用掛准判任、月俸60円	留学→M23.10帰朝、帝国大学文科大学教授、奏四等
M13.7	国府寺新作	兵庫県平民		M13.7東京師範学校雇、月俸60円	留学→M19.2帰朝、東京師範学校教諭年俸960円
M13.7	千頭清臣(徳馬)	高知県士族	補助給費生	M13.9東京大学予備門雇、月俸55円	M19イギリス留学(在官のまま)→M19.5第一高等中学校教諭、 奏任五等
M13.7	木場貞長	鹿児島県士 族	補助給費生	M13.10文部省御用掛准判任、月俸55円	留学→M19.3帰朝、文部大臣秘書官、奏四等
M13.7	岡倉覚三	東京府平民	補助給費生	M13.10文部省御用掛准判任、月俸45円	M20.10帰朝、東京美術学校幹事、奏四下
M13.7	福富孝季	高知県士族	補助給費生	M14.12東京師範学校雇教員、月俸60円	M19.2東京師範学校教諭年俸960円
M14.7	末岡精一	山口県平民	補助給費生	M14.8東京大学、御用掛准判任、月俸金50円	留学→M19.12帰朝、法科大学教授、奏任四等
M14.7	坪井九馬三	東京府平民		M18.7理学部卒→M18.10東京大学御用掛准判任、月俸40円	留学→M24.10帰朝、11月文科大学教授、九級俸
M14.7	都筑馨六	東京府士族		留学	M19.5帰朝、公使館書記官兼外務省参事官、奏三下
M14.7	辰巳小次郎	東京府士族	補助給費生	M13.8東京大学予備門教諭、年俸600円	M19.5第一高等中学校教諭、奏任五等
M14.7	嘉納治五郎	兵庫県平民		M17.7宮内省御用掛准奏任(M15.1学習院)	M18.4学習院幹事兼教諭
M14.7	田中稲城	山口県士族	補助給費生	M14.7東京大学御用掛准判任、月俸50円	M20.10文部書記官、奏四等
M15.7	有賀長雄	大阪府平民	補助給費生	M15.7東京大学御用掛准判任、年俸600円	M19.6任元老院書記官叙奏任官四等賜下級俸
M16.7	穂積八束	愛媛県士族	補助給費生	留学	M22.1帰朝、M22.3任法科大学教授、叙奏任官四等
M16.7	木村竹治郎	愛知県平民		M16.9文部省御用掛准判任、月俸50円	M22.11奈良県尋常師範学校教頭兼任(職員録では大文字、奏 任待遇?)
M16.7	前川亀次郎	愛媛県平民	補助給費生	M16.9新潟県長岡尋常中学校長兼一等教諭、 月給100円	M20.9第三高等中学校教諭、奏五上
M17.7	加藤彰廉	愛媛県士族	補助給費生	M17.7文部省御用掛准判任、月俸50円	M21.9山口高等中学校教諭、奏五等
M17.7	原川権平	東京府士族	補助給費生	M17.7文部省御用掛准判任、月俸50円	M22.8大蔵省試補年500円→M23.10愛知県参事官、奏五等年 1000円
M17.7	棚橋一郎	東京府平民	補助給費生	M17.7東京大学予備門御用掛准判任、月俸50円	M19.5第一高等中学教諭、奏五等
M18.7	金井延	静岡県平民	補助給費生	留学	M23.11帰朝、法科大学教授、奏任四等
M18.7	本間六郎	静岡県士族	補助給費生	M19.1石川県専門学校	

【表7】「行政官庁に就職した東京大学文学部卒業生」

卒年	氏名	出身	給費	初任	奏任官本官任用
M13.7	中隈敬蔵(中隈 敬三)	佐賀	補助給費生	M13.12会計検査院御用掛准判任、月俸50円	M19.1大蔵権少書記官
M16.7	梅若誠太郎	静岡県士族	補助給費生	M16.8内務省御用掛准判任、月俸50円	M19.10内務省参事官、奏五等
M17.7	阪谷芳郎	岡山県士族	補助給費生	M17.7大蔵省御用掛准判任、月俸50円	M19.11大蔵省主計官奏四中
M17.7	久米金弥	東京	補助給費生	M17.7内務省御用掛准判任、月俸50円	M20.6内務省参事官、奏五上
M17.7	浜田健次郎	大阪府平民	補助給費生	太政官文書局御用掛准判任(M17.12)	
M17.7	土子金四郎	東京	補助給費生	M17.7大蔵省御用掛准判任、月俸50円	M19.6東京高等商業学校、奏五等
M17.7	添田寿一	福岡県平民	補助給費生	M17.7大蔵省御用掛准判任月50円	M20.8帰朝、大蔵省主税官奏四上
M17.7	李家裕二(藤山 裕二)	山口県士族	補助給費生	M17.7内務省御用掛、准判任月俸50円	M20.11福井県書記官奏五上
M17.7	春日秀朗	東京府平民	補助給費生	M17.7会計検査院御用掛准判任、月俸50円	M21.2検査官試補→M22.6検査官補、奏任官六等
M17.7	杉江輔人	広島県士族	補助給費生	M17会計検査院御用掛	
M17.7	中川恒次郎	大阪	補助給費生	M19大蔵属	M23.11公使館書記官、奏五等年俸800円
M18.7	長崎剛十郎	鹿児島県士 族	補助給費生	M19大蔵属	
M18.7	黒川雲登	埼玉県士族	補助給費生	M20大蔵属	
M18.7	三原経国	鹿児島県士 族	補助給費生	M21大蔵属	大蔵省預金局次長(M23.8「職員録」)

【表8】「外務省に就職した東京大学文学部卒業生」

卒年	氏名	出身	給費	初任	奏任官本官任用
M16.7	鶴原定吉	福岡県士族		M16.10外務省御用掛准判任、月俸50円	M20.12領事、奏四等

【表 9】「官途に就かなかった東京大学文学部卒業生」

卒年	氏名	出身	給費	略歴
M15.7	高田早苗	東京		東京専門学校創設者、衆議院議員
M15.7	山田一郎	広島		東京専門学校創設者
M15.7	天野為之	長崎		東京専門学校創設者、衆議院議員
M16.7	三宅雄二郎(雪嶺)	石川		政教社
M16.7	荻原朝之助	長野県士族	補助給費生	不明
M16.7	坪内雄蔵(逍遥)	愛知		東京専門学校講師、小説家
M16.7	小川忠武	石川県士族	補助給費生	M30頃、台南県弁務署長(註)
M16.7	中原貞七	岩手県平民	補助給費生	成立学舎校主→M26.5山形県尋常師範学校長、年1200奏任待遇(註)
M17.7	平沼淑郎	岡山	補助給費生	M17.7明治日報編集嘱託、月70円、M19.4岡山県一等教諭、月俸80円→M21.6第二高等中学校教諭
M18.7	井上円了	新潟		哲学館創設、政教社

出典:卒年、氏名、出身欄は『東京大学一覧』等より、給費欄は「文部省往復」より、略歴欄は伝記等より作成。

註 : 小川忠武、中原貞七、平沼淑郎は官途に就いたが、卒業後数年を経てからのことなので便宜上ここに分類した。

少数派であった。このような状況を生じさせた要因を探るため、 学生の間に官途に就くことを好まない気風は存在したが、これまで見てきた通り、東大法学部、文学部卒業生全体を通してみると官途に就かなかった卒業生は

次節では東京大学時代に学生に支給されていた給費について検討してみたい。

四、給費制度と東京大学卒業生

いたのである。。 率は八二~五二%に上っていた。。給費の支給月額は一人月五円以内と定められており、学業を保障する最低額としての 給費生は、卒業後満三年目より在学中に受けた給費金の全額を納済するまで、毎月五円以上を納付することを求められて 役割を果たしていた。。「給費」とはいえ当時これを受けた学生は卒業後、大学に報謝金を納付する義務を負っていた。 東京大学の学生の経済生活を支えたのは給費制度であった。明治十六年までの法文理三学部の学生における給費生の比

された。給費金の返済や給付に伴う条件等は特に記載されていない。 力最モ優等品行最モ端正ナル者」に与えられるものであり、これらは学部長および教員の推薦に基づき総理によって選定 し、これ以後は月額七円を支給される褒賞給費生と六円を支給される補助給費生が新たに設定された。褒賞給費生は「学 明治十六年三月十日、給費制度の改正が行われた。改正された給費規則では、それまでの給費生をいったん旧給費生と

と定められた。つまり今後、 等シキ期限内ハ文部卿若クハ総理ヨリ職務ヲ命スルトキ之ヲ辞スルヲ得ス、又総理ノ許可ヲ経スシテ随意就職スルヲ得ス 同じ期間は文部省や大学に就職先を制限されることとなったのである。 定められていなかったが、代わりに「補助給費金ヲ受クル者ハ卒業若クハ退学ノ日ヨリ起算シテ其給費金ヲ受クル年数ト ル者」に与えられるものであり、願書を提出した学生に対し詮議の上で許可された。補助給費金も返済についての記載は 方、補助給費生は「学生中学力優等品行端正且体質強健ニシテ将来成業ノ目的アルモ貧困ニシテ其志ヲ遂クル能ハサ 補助給費生は卒業後に報謝金を納済する義務を免除される代わりに、給費を受けた年数と

学は「旧給費学生中報謝金未納」の卒業生に対し、「従前受クル所ノ給費金ヲ補助給費ニ追改志願ノ者ハ其旨願出スヘキ旨 ることとなったのである。 この制限は在学中の学生だけでなくすでに卒業している給費生にも適用されることとなった。明治十六年五月、東京大 。旧給費生は補助給費に追改志願すれば報謝金を納付する義務を免除されたが、代わりに就職先を制限され

査から法学部、 ることは出来なかったが、補助給費への追改志願を行った卒業生、および明治十七年、十九年に行われた補助給費生の調 この規則改正に応じて多くの旧給費生が補助給費への追改志願を行った。誰が旧給費生であったかを示す史料を見つけ 文学部卒業生中の補助給費生の人数を調べたものが 【表10】である。。

り追改志願をしてそのまま補助給費生となった。報謝金を納付する義務は卒業後満三年を経てから生じるため、

これによると、東京大学の最初の卒業生は明治十一年七月の法学部卒業生六名であったが、

彼らは全員が旧給費生であ

全員が報

【表 10】 法学部、文学部卒業生と補助給費生」									
	M11	M12	M13	M14	M15	M16	M17	M18	合計
法学部卒業生の人数	6	9	6	9	8	8	6	10	62
上記のうち補助給費生の人数	6	2	4	6	3	0	4	9	34
文学部卒業生の人数			8	6	4	10	13	6	47
上記のうち補助給費生の人数			6	3	1	6	13	5	34

出典:卒業牛の人数は『東京大学一覧』より、補助給費牛の人数は「文部省往復」より作成。

た。 謝金の納付を終えていなかったのだと思われる。 その後も多くの卒業生が補助給費生に志願し

ものぼった。 年の成績上位者であっても補助給費生となっている者も存在した。文部省、 助給費生とされた者の人数は、 は別に、 先に述べたように、 大学から選定され就職先についての規定が存在しない褒賞給費生が設けられたが、 明治十六年の給費規則の改正によって就職先を制限される補助給費生と 法学部で六十二名中三十四名、文学部で四十七名中三十四名に 大学によっては

は二十六名であるが、これらのうち補助給費生であった者はわずか五名である。 るが、これらのうち補助給費生だった者は二十九名にものぼる。一方、官途に就かなかった者 分けて集計したものが【表11】である。法学部卒業生で官途に就いた者は合計三十六名であ を調べるために各年度の卒業生に占める補助給費生の人数を官途に就いた者とそうでない さて、 補助給費の存在は卒業生の就職先の動向にどの程度影響を与えたのであろうか。

役割を果たしていたことは疑いないであろう。 中で補助給費生であった者は四名である。 助給費生であったものは三十名を占めた。一方、官途に就かなかった者は十名でありこれら 文学部の場合も同様の傾向を示し、卒業生で官途に就いた者は合計三十七名、これらのうち補 補助給費の存在が学生を官途に誘導する上で重要な

補助給費生の就職先は官途に限定されていた訳ではなさそうである。 窺われる 職している者であっても空欄になっていることが多く、 明治十七年、十九年の調査では補助給費生の就職先を記載する欄が設けられていたが、 。また少数ではあるが補助給費を受けながら私立の学校等に就職した卒業生もおり 補助給費生が卒業後の就職先についてどの程度の制限を受けたのかははっきりしな 就職先の調査は不十分であったことが

三名が大隈の協力者となったことはよく知られている が補助給費生の一覧に一切出てこなかったことである。明治十五年七月の卒業生のうち法学部 特徴的であったのは、 学生の過半数が給費生であったこの時期に、 山田喜之助 大隈重信の立憲改進党や東京専門学校の創設に参加した卒業生の名前 岡山謙吉の三名が、 全員が補助給費生ではないということはあま 文学部から高田早苗、 彼らは全員が補助給費生ではなかっ 山田 郎、 天野為之の

から砂川雄俊、

【表 11】「大学卒業生の就職先と補助給費生」

M12 M13 M14 M15 M16 M17 M18 合計 M11 官途に就いた卒業生で補助給費生だった 者の人数 6 6 0 29 官途に就いた卒業生の合計人数 6 2 2 6 3 4 6 7 36 法学部 官途に就かなかった卒業生で補助給費生 った者の人数 0 0 0 0 0 2 官途に就かなかった卒業生の合計人数 3 26

		M11	M12	M13	M14	M15	M16	M17	M18	合計
	官途に就いた卒業生で補助給費生だった 者の人数			6	3	1	3	12	5	30
	官途に就いた卒業生の合計人数			8	6	1	5	12	5	37
文学部	官途に就かなかった卒業生で補助給費生 だった者の人数			0	0	0	3	1	0	4
	官途に就かなかった卒業生の合計人数			0	0	3	5	1	1	10

表 1~10 を集計して作成。

りに不自然である。おそらくこの中の幾人かは旧給費生であったが、明治十四年の政変後に下野し明治政府と緊張関係にあった大隈の元に奔ったために補助給費 に加わったのは十六年七月卒の坪内逍遥ただ一人であった。坪内の名も補助給費生の一覧には見当たらない。 卒業生がこれ以上東京専門学校へと流出することを防ぐために行われたのかもしれない。実際、明治十六年以降の法学部、文学部卒業生から新たに東京専門学校 への追改志願が認められなかったか、あるいは最初から志願しなかったのであろう。このように考えてみると、明治十六年三月の給費規則の改正は最初から大学

止されたのであろう。給費制度に代わって特待生制度が新たに設けられることとなったが、これは授業料の徴収が免除されるのみで学生の経済生活を支える上で は不充分であった。。以後、帝国大学は官庁や民間の会社から貸費を募り、これによって学生を支える新たな制度の構築に乗り出していくことになるのである。 止された。そもそも東京大学その他の高等教育機関を帝国大学に統合した理由の一つは政府の財政事情にあり、、給費生も政府の財政負担を軽減する目的で廃 多くの学生の経済生活を支えた給費制度であったが、東京大学が帝国大学に改編された直後の明治十九年四月には褒賞給費生、補助給費生の制度がいずれも廃

五、おわりに

奏任官本官に任官した。これは後の時代と比較しても決して低い待遇ではなかった。以上については『東京大学百年史』の記述とほぼ一致した。 やや少数であったが、一定の数を占めていた。大学卒業生が官庁に就職した際の最初の俸給は月額五十円程度であり、御用掛准判任等として数年間勤務してから も人数が多かったのは司法部に就職した者であった。文学部の場合は留学を経て教員等になった者が多かった。これらと比較すると行政官庁に就職した卒業生は 本稿では東京大学時代における大学卒業生の就職先や待遇等について実証的に解明した。法学部、文学部卒業生の多くは官途に就いた。法学部の場合、もっと

行政官庁に就職していた法学部卒業生も数人が司法部等に移動し、奏任官の判事、 治十六年七月に卒業した樋山資之らは卒業後ただちに奏任の判事本官に任官し、年俸六百六十円を支給された。このような状況を受けて、【表2】に示したように に示したように本山正久(明治十一年七月卒)は大学卒業後、司法省十五等出仕で司法部に入った。十五等出仕は判任官であり月俸は二十円であった。一方、明 一方、本稿ではじめて明らかになった点は以下の通りである。明治十年代後半以降、司法省は条約改正のために大学卒業生の待遇を改善した。例えば、【表1】 検事等に任官した。

の個人的な活動に留まった。 して東京大学に出講していた田尻稲次郎は阪谷芳郎、添田寿一らの勧誘を行い、【表7】に示した通り、文学部から七名が大蔵省に就職した。しかしこれは田尻 これに対し、行政官庁の学士採用への働きかけは弱く、大学卒業生の有する専門知識を必要としていたとは言い難い。ただし、 大蔵省から理財学担当の講師と

党や東京専門学校に参加する傾向を抑制しようとしたのであろう。 先を制限されることとなり、多くの補助給費生を官途に進ませる一因となった。文部省や大学は、この改正によって、大学卒業生が下野した大隈重信の立憲改進 本稿でははじめてこの時期の給費制度の実態を解明した。明治十六年三月の給費規則の改正により、補助給費を受けた学生は文部省や大学によって就職 8

官吏任用制度の成立過程についての再検討が求められることになるであろう らの変化についてはすでに数多くの先行研究が存在するが、本稿によって東京大学時代の法学部・文学部卒業生の進路が明らかになったことにより、帝国大学や こうした状況は、明治十九年三月の帝国大学の成立や、明治二十年以降の官吏任用における資格任用制度の導入によって大きく変化していくことになる。これ

本文註釈

- 1 は官吏になった者ではないが、 「官途」とは官吏としての職務、 官吏に準じる地位に就いた者とみなして「官途に就いた」と表現した。 地位を表わす言葉であるが、本稿ではもう少し広い意味でこれを用いた。文部省から欧米諸国への留学を命じられた者や府県の学校の教員になった者
- 2 天野郁夫『試験の社会史』(東京大学出版会、一九八三年)一六四頁。同『大学の誕生』上(中公新書、二〇一〇年)一〇三頁にも同様の記述あり
- 3 清水唯一朗 『近代日本の官僚』 (中公新書、二〇一三年) 一六二頁。
- 4 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史一(東京大学出版会、一九八四年)四七四~五頁
- 5 されている。この額は明治二十年代後半、判任官として入省した学士の初任給の額である。 清水前掲書『近代日本の官僚』一七四〜五頁。なお清水唯一朗『政党と官僚の近代』(藤原書店、二〇〇七年)三八頁には、この時期の大学卒業生の初任給は月俸四十円であったと記
- 『東京大学百年史』一〇六九頁

6

- 7 本稿では明治十年の東京大学の成立から明治十九年の帝国大学への改編までの期間を「東京大学時代」と表記する。

給費制度についての先行研究は前掲『東京大学百年史』四七二~四頁、国立教育研究所編『近代教育百年史』第三巻(教育研究振興会、一九七四年)一一二七頁

- 9 代前半までは任官までの経歴や出身地、族籍等を記載した履歴書も添付されることが一般的であった。「職員録」はすべての官吏を網羅している名簿である。民間に就職した者の経歴 主に用いた史料は「官吏進退」であるが、「職員録」に掲載されている情報も適宜参照した。なお、「官吏進退」とは奏任官以上の官吏の任官時に作成される文書であり、 については『人事興信録』や伝記を参照した。 明治二十年
- 10 東京大学文書館蔵「文部省往復」明治十一年甲整理番号52「生徒本山正久外一名司法省エ採用ノ件_ 」pdf 版
- 「三等警視永沢正常外七名転任昇等ノ件」(国立公文書館蔵「明治十九年官吏進退二十八・府県六」2A-18- 任 1111 所収)。
- 12 11 明治十七年·第二百 司法省法学校正則科一期生の成績上位者はフランス留学を認められ、中位の者十名は一ヶ月十円給与という条件で司法省に就職した。(手塚豊『司法省法学校小史』(二)(『法学研究』 第四○巻第七号、一九六七年七月)六三頁。もっとも十円という額は少なすぎたのか、すぐに月額二十円に増額された。(「雇井上正一外三名御用掛被命ノ件」(国立公文書館蔵 「公文録 一巻・明治十七年七月~十二月・官吏進退(司法省)」2A-010- 公 3866 所収)。当時の国内の高等教育機関出身者に対する評価の低さが窺われる
- 鈴木淳「官僚制と軍隊」(『岩波講座 日本歴史』第一五巻、 二〇一四年)二二八頁。なお、なぜ判事に官等が設けられなかったのか、その理由は不明である
- (故伊藤悌次君を憶ふ)」(『法学新報』 第三〇巻二号、 大正九年二月一日)一一六頁。
- 15 14 13 明治十九年五月に公布された「裁判所官制」 (明治十九年勅令四○号)、「裁判官検察官書記官年俸」(明治十九年勅令第四一号)によって判事や検事にも官等が定められることとなった。
- 16 明治十七年以後の大学卒業生がただちに本官に任官出来なかったのは、司法省が十七年年に卒業して司法省に就職した司法省法学校正則科二期生の待遇に配慮したからである。馬場

かつたのである。それはどういふ次第かといふと、明治十七年に、司法省の法学校の卒業生が孰れも皆判事補又は検事補に採用せられ、一人も直ちに高等官たる判事に任ぜられなか は後年以下のように語っている。「自分等も亦出仕するなら、伊藤樋山両氏の先例に依つて直ちに判事に採用されたいものであると申出たことがあつたが、目的を達することにならな つた所から、大学の方ばかり、そうする訳にもゆかず、自分等も渋渋ながら判任官に出仕したのであつた。」(前掲馬場「漫録(故伊藤悌次君を憶ふ)」)

- **"非職判事上山惟清外四名検事ニ被任ノ件」(国立公文書館蔵「明治十九年官吏進退十六・司法省三止」2A-18-任 0991 所収)**
- 18 明治二十年一月の『職員録』と『帝国大学一覧』掲載の卒業生名簿を照合した。

17

- 19 「判事補前嶋道基外九名昇任ノ件」(国立公文書館蔵「公文録・明治十七年・第二百一巻・明治十七年一月~六月・官吏進退 (司法省)」2A-10 公 38651 所収)
- 20 越山鬼城『近畿弁護士評伝』(潜竜館、一九〇〇年)一〇頁

21

- 司法官の場合、年俸六百六十円で奏任官に任官できたが、行政官の場合は最下等の年俸が高給であったために卒業生たちは御用掛という身分に長く留められることになった。なお、 行政官と司法官でなぜこのような差異が設けられたのか、また卒業生は御用掛という身分に留められたことをどのように認識していたのか、といった問題の解明は今後の課題である。
- 22 明治十一年七月の法学部卒業後にイギリスに留学し、帰国後の十五年十月、 河上謹一任官ノ件」(国立公文書館蔵「公文録・明治十六年・第百八十六巻・明治十六年・官吏進退農商務省」2A-10 公 36341 所収) 農商務省御用掛准奏任となり、十六年十二月には農商務権少書記官に任官した河上謹一を除く。(「御用掛
- 大学卒業生として最初に行政官庁の奏任官となった畠山は明治十九年、非職とされ、内務一等属に降格させられた後、司法部に移り奏任三等の検事に任官した。
- 24 23 外交官、 司法官を技術官僚として位置付ける見方については三谷太一郎 『増補 日本政党政治の形成』(東京大学出版会、一九九五年、 五八頁)を参照のこと。
- 25 「御用掛大島三四郎外一名任官ノ件」(国立公文書館蔵「公文録・明治十八年・第百八十一巻・明治十八年一月~八月・官吏進退(文部省)」2A-10 公 40761 所収)。 次郎判事ニ転任ノ件」 (国立公文書館蔵「官吏進退・明治十九年官吏進退十四・司法省一」2A-18-任 0971 所収) 一文部書記官西川鉄
- 26 階追陞ノ件_ 平沼淑郎は卒業後、 (国立公文書館蔵 .明治日報の編集嘱託を務め、明治十九年には郷里の岡山県尋常師範学校の教諭となった。その後第二高等学校教諭や早稲田大学学長等を歴任した。「故平沼淑郎位 「叙位裁可書・昭和十三年・叙位巻四十七」2A-17- 叙 14641 所収)を参照
- 27 「官吏進退」をはじめとする公文書館の史料で奏任官本官への任官を確認することが出来なかった四名のその後の履歴は以下の通りである。浜田健次郎は明治二十二年に東京商業学校 という私立学校を創立者した(杉原四郎「浜田健次郎と東京商業学校」『甲南経済学論集」第二三巻第四号、一九八一年)。杉江輔人はその後宮城県尋常師範学校の教諭等を経て記者となっ た 二〇〇一年)。黒川雲登は「官報」の記録から明治二十五年に青森県尋常中学校の校長となったことが確認できる。 (大屋専五郎編 『現今名家記者列伝』上巻、 春陽堂、一八八九年)。長崎剛十郎は後に横浜正金銀行の副頭取となった(秦郁彦編『日本官僚制総合事典 1868-2000』東京大学出版会:
- 田尻先生伝記及遺稿編纂会編刊 『北雷田尻稲次郎伝』上巻(一九三三年)三六頁。
- 木喜徳郎『一木先生回顧録』 (河井弥八、一九五四年) 九頁。

29 28

- 30 「行政時言」(陸羯南著、 西田長壽・植手通有編『陸羯南全集』第一巻、みすず書房、二〇〇七年、八九~一二二頁)。初出は明治二十四年七月~八月に『日本』に連載
- 32 31 中野実『東京大学物語』 (吉川弘文館、一九九九年) 一三二~四頁。
- これについては別稿にて詳細に論じる予定である
- 太田代十郎『文学士中原貞七君ノ小伝』(太田代十郎、一八九〇年)四頁。
- 『東大百年史』四七二~三頁。
- 同前、 四七三頁。

35 34 33

- 給費規則」(『東京大学法理文三学部一覧』明治十三 - 十四年、 一四七~一五八頁)。

36

- 37 『東京大学医学部一覧』明治十五年 - 十六年、一一四頁。
- 『東京大学第三年報』 東京大学、明十五年九月 十六年十二月、

39 38

- 十七年分三冊ノ内甲号、整理番号一一○、pdf 版)、「十七年十二月以降ノ補助給費生姓名責務年数取調ノ件」(「文部省往復」明治十九年、 「旧給費卒業生ニシテ補助給費追改願許可之件」(「文部省往復」明治十六年分五冊之内乙号、整理番号八○、pdf 版)、「卒業生補助給費ニ追改処分之者姓名通知」(「文部省往復」明治 整理番号二二、pdf版)より作成。
- 例えば法学部では明治十八年七月卒業生中一位の成績で卒業した高橋捨六が、文学部では十七年七月卒業生中一位の阪谷芳郎が褒賞給費生ではなく補助給費生とされていた。
- 前掲「卒業生補助給費ニ追改処分之者姓名通知」、「十七年十二月以降ノ補助給費生姓名責務年数取調ノ件」
- 例えば明治十三年七月に法学部を卒業した大野金三郎は卒業後鹿児島県三品義塾という私立の学校に就職した。【表5】を参照
- 清水前掲書、 一六〇~一六二頁
- 45 44 43 42 41 40

·元東京大学褒賞及補助給費学生同学法学部第二科官費生及工部大学校官費生消滅并古典講習科官費生廃止ノ件」(「文部省往復」明治十九年、整理番号二七、

· pdf版)。

- 中野実『近代日本大学制度の成立』(吉川弘文館、二〇〇三年)一八三頁
- 『帝国大学一覧』明治十九年 二十年、 二四~五頁。
- この点については、別稿にて詳細に論じる予定である。

48 47 46

著者はすでに拙稿 をはじめとする官吏任用制度成立過程の全体像はまだ検討すべき課題として残されたままである。 第七八六号、 二〇一三年十一月)において帝国大学成立後から明治二 「明治憲法体制成立期における司法官任用制度の形成」

(『史学雑誌』第一二九編第八号、二〇一一年八月)と拙稿 一十年代前半までに行政官と司法官の任用制度が形成されていく過程を分析した。しかし、行政官と技術官の関係 「司法官任用の制度的枠組とその実態」(『日本歴史』